

住所

住所のデータは、住所関連の主要省庁及び日本郵便株式会社のデータ記述方式を参照し、以下のとおりとする。

1 住所全体を文字で管理する場合

住所のデータは、都道府県や番地号等を 1 個のデータ項目で記述されていることもあるが、最近は各種インターネットサービスで郵便番号を使った入力が増えてきており、データ連携の観点からも都道府県、市区町村等の複数のデータ項目に分割することが多くなってきている。特に、郵便番号からの入力の場合、都道府県項目と市区町村と町字表記項目さらに丁目以下の数字項目を分けることが一般的であり、住所データについては、1.3 で示すように 3 個のデータ項目で表記することを推奨する。1 個のデータ項目で住所情報を管理しているシステムについても、システム更改時にデータを 3 個に分割することを検討することが望ましい。

1.1 1 個のデータ項目で管理する場合

都道府県から番地号までを一つのデータ項目で管理する場合は、以下の規則に従う。

- ・都道府県から記述し、「町・字」までかな漢字とする
- ・〇〇支庁、〇〇郡、大字名の前につく「大字」の文字、字の前につく「字」の文字は、省略可能とする

例) 福島県会津若松市大戸町（大字）高川甲 1324

- ・「町・大字」に「丁目」が含まれる場合には、「丁目」以下は半角数字と半角ハイフン区切りとする

例) 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 6 号の場合
東京都千代田区霞が関 2-1-6

例) 北海道芦別市北 1 条 1 丁目 3 番地の場合（条丁目制）

北海道芦別市北1条1-3

- ・「字」がある場合には、「字」までかな漢字、「番地・号」の数字項目以下は半角数字と半角ハイフン区切りとする。また、丁目以下に甲乙、いろは、子丑等の記号が含まれる場合には、記号までかな漢字、「番地・号」の数字項目以下は半角数字と半角ハイフン区切りとする

例) 福島県会津若松市大戸町大字高川甲 1324

- ・京都市等のように、通り名を表記する方法も可能とする（省略も可能）

例) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

1.2 2個のデータ項目で管理する場合

都道府県から番地号までを住所項目1、住所項目2のように2個のデータ項目で管理する場合は、「1.1 1個のデータ項目で管理する場合」の規則に加え、以下の規則に従うこととする。

1) 町丁目番地号分離

都道府県や市区町村は記入若しくは選択肢で入力し、町名以降を2番目のデータ項目に入力し管理する場合には、以下のとおりとする。

例) 東京都千代田区霞が関二丁目1番6号の場合

「東京都千代田区」「霞が関2-1-6」

例) 福島県会津若松市大戸町大字高川甲 1324 の場合

「福島県会津若松市」「大戸町大字高川甲 1324」

2) 丁目番地号分離

郵便番号等を使ってデータを入力し、丁目、番地以降のデータを入力管理する場合には、以下のとおりとする。

例) 東京都千代田区霞が関二丁目1番6号の場合

「東京都千代田区霞が関」「2-1-6」

例) 福島県会津若松市大戸町大字高川甲 1324 の場合

「福島県会津若松市大戸町大字高川甲」「1324」

1.3 3個のデータ項目で管理する場合

都道府県内、市区町村を別データ項目として管理する場合、都道府県や市区町村を別データ項目として管理する。都道府県や市区町村は記入又は選択肢で入力し、丁目以降を3番目のデータ項目に入力し管理する。

例) 東京都千代田区霞が関二丁目1番6号の場合
「東京都」「千代田区霞が関」「2-1-6」

1.4 都道府県や市区町村や番地、号を分離して管理する場合

住所に関連する情報を最小単位で管理する。

例) 東京都千代田区霞が関二丁目1番6号の場合
「東京都」「千代田区」「霞が関」「2」「1」「6」

2 住所全体をコードを用いて管理する場合

2.1 全国地方公共団体コードを使用して管理する場合

全国地方公共団体コードで市区町村までを管理し、町名以下をデータで管理する。最も一般的な住所データ管理方法である。

表記の時には全国地方公共団体コードを都道府県名、市区町村名に変換して、町名以下の情報と合わせて表示する。

例) 東京都千代田区霞が関二丁目1番6号の場合
データ「131016」「霞が関2-1-6」
表記「東京都千代田区霞が関2-1-6」

2.2 郵便番号を用いて管理する場合

郵便番号で住所の町字までを選択し、丁目や番地をデータで持つ。

例) 東京都千代田区霞が関二丁目1番6号の場合
データ「1000013」「2-1-6」
表記「東京都千代田区霞が関2-1-6」

2.3 町字IDを使用して管理する場合（現在検討中）

町字までIDで管理し、番地以下をデータで持つ。

例) 東京都千代田区霞が関二丁目1番6号の場合

データ「(町字 ID)」 「1-6」
表記「東京都千代田区霞が関 2-1-6」

3 建物名等

建物名などのデータである方書は、現在では建物名というデータ項目名にすることがほとんどであり、方書というデータ項目名は行政業務での利用が中心になっている。よって、データ項目名は、一般的に使用される「建物名等」とする。

住所の自動確認を容易にするとともに、利便性向上のために、住所とは別データ項目とする。

4 英語表記

4.1 基本事項

住所の英語表記は、国土交通省国土地理院が定める「地名等の英語表記規程」(平成 28 年国地達第 10 号)の表記方法に準ずる。必要に応じて、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」(平成 26 年 3 月国土交通省観光庁)を参照する。

ヘボン式ローマ字を用いることとし、以下の規則に従うこと。

- ・はねる音「ん」は、「n」と書く
- ・はねる音をあらわす「n」と、次に来る母音字又は「y」を切り離す必要がある場合には、「n」の次にハイフンを入れる
- ・つまる音は、次の音節の最初の子音字を重ねて表す。ただし、次に「ch」音がくる場合には「c」を重ねず「t」を用いる
- ・長音を表す記号は、省略することを原則とする。ただし、50 音の「い」段の長音は、「i」を重ねて表し、「えい」は「ei」と書く
- ・表音のローマ字表記が「ou」「oo」「uu」となるときに、対応する元の漢字が一文字の場合にはそれぞれ「o」「o」「u」に短縮するが、二文字に分かれる場合には短縮しない。ただし、短縮する表記が通用している場合には、短縮してもよい

地名等の解釈又は発音の便宜上必要なときは、分かち書き(語の区切りに空白を挟んで記述すること)を行うことができる。

地名の解釈で区切る場合には、ハイフンを用いて区切るものとする。ただし、分かち書きしなくても誤解のない場合や、短い地名等の場合は除く。区切る箇所は、次の各号のとおりとする。一号及び二号の場合は、ハイフンの後ろの最初の文字を大文字にするものとする。

一 複合地名における地域名称等の後

二 東、西、南及び北並びに上、中及び下並びに新、旧及び元など他の地名と相対的な関係を表す接頭語の後

三 地形を表す部分の前

発音の便宜上区切る場合には、ハイフンを用いて区切るものとする。ただし、広く使用されているなど、分かち書きしなくても誤解のない場合は除く。

4.2 住所表記

日本語のデータ項目に準じて町名などのデータを個別のデータ項目とすることが望ましいが、一行で記述する場合には以下のように記述する。ただし、市区町村名等、コードを使って自動入力する項目もある。自治体から住所表記についてガイドライン等が公開されている場合は、そちらを優先する。

基本形

数字表記(丁目を含む。), 町名, 市区町村, 都道府県 郵便番号, Japan
政令指定都市の場合

数字表記(丁目を含む。), 町名, 区, 政令指定都市 (, 都道府県), 郵便番号, Japan

条丁目制を採用している場合

数字表記(条丁目を含む。), (町名), 市区町村, 都道府県 郵便番号, Japan

条丁目制を採用している場合(政令指定都市)

数字表記(条丁目を含む。), 区, 政令指定都市 (, 都道府県), 郵便番号, Japan

例)

【基本形】

2-1-2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 1008926, Japan

【政令指定都市】

1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa 2310017, Japan

1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama-shi, 2310017, Japan

【条丁目制】

Kita 1 Higashi 1-3, Ashibetsu-shi, Hokkaido 0758711, Japan

【条丁目制（政令指定都市）】

Kita 1 Nishi 2-1-1, Chuo-ku, Sapporo-shi 060-8611, Japan

- ・丁目以下は半角数字表記としハイフンで接続する
 - ・数字表記の後ろに半角スペースを置き、後ろの町名との間を分ける
 - ・町名、市区町村名、都道府県名は、先頭文字を大文字、その他の文字を小文字で記入する
 - ・町名、市区町村名、都道府県名の間は、半角カンマ「,」と半角スペースにより区切る
 - ・数字表記と町名の間、都道府県名と郵便番号の間は、半角スペースで区切る
 - ・郵便番号は7桁連続とし、ハイフンによる区切りは使わない
 - ・郵便番号の後に Japan を書く場合には、郵便番号と Japan の間を半角カンマ「,」と半角スペースにより区切る
 - ・市区町村名は、各自治体固有部分の後に「-shi」「-ku」「-machi」「-cho」「-mura」「-son」をつける
 - ・都府県は、固有自治体名のみ記入し「-to」「-fu」「-ken」は記述しない。北海道は「Hokkaido」と記入する
-
- ・政令指定都市の場合、数字項目、町名、区名、政令指定都市名を記入し、政令指定都市名の後ろに半角カンマ「,」と半角スペースにより区切り都道府県名を記入する。半角スペースを明け、郵便番号7桁を区切りなしで記入する。ただし、政令指定都市名は、都道府県名を省略することも可能である

4.3 建物名等

基本的に、住所と別データ項目で記載する。住所の数字項目の前の先頭に記入し、半角カンマ「,」と半角スペースにより区切る。

例) 2nd Bldg. of the Central Common Government Office,
2-1-2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8926, Japan

5 解説

5.1 住所のデータ表現における字の整理

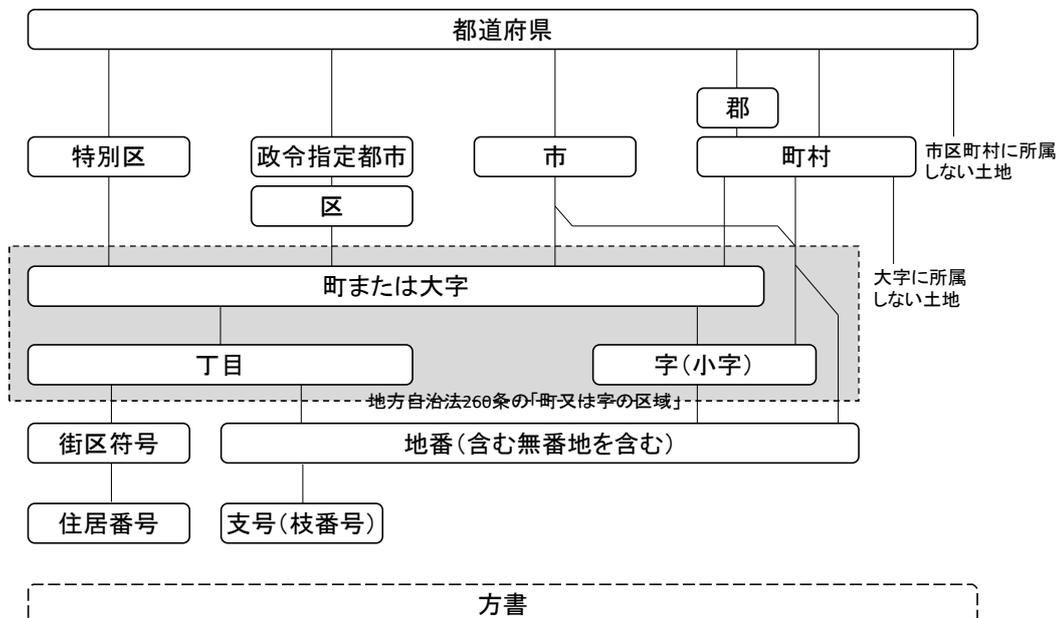
住所は、「都道府県」「支庁」「郡」「市区町村」「政令指定都市」「区」「町村」「町・大字」「丁目・字」「番地・号」、「地域自治区」で構成され、さらに「建物名等」を使用する。

※地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条に「字」の新設や廃止に関する条項があるが字の定義はない。住居表示に関する法律においても字の定義はない

※本標準では、以下の理由により「町」「大字」「丁目」「字」を分け、「大字」には「丁目」が入らない整理とする

- ・地方自治法第260条に基づく告示の変更調書で、「〇〇二丁目」のような新住所表示を大字として表すことがある
- ・地方公共団体情報システム機構が提供する全国・町字ファイルにおいて「市区郡町村名」に次の項目は「大字、通称名」であり、その次が「字・丁目」である
- ・「丁目」が「大字」に入る場合と「字」に入る場合の2つの場合があり、コンピュータ処理上、分ける必要がある

住所の構造



資料：今尾啓介「番地の謎」光文社2017

5.2 住所のデータ表現における丁目の表記

公文書において「丁目」は漢数字で記載されることが多いが、社会的には丁目以下を数字で管理することが一般的であり、英語等でも数字で表記することから、本標準においては、丁目以下は半角数字と半角ハイフン区切りで記述することを基本とする。

例) 総務省 Web ページの住所表記
東京都千代田区霞が関 2-1-2

5.3 住所のデータ表現における号の枝番の表記

不動産登記事務取扱手続き準則に基づき、土地分割等により号に枝番号を使う場合には、以下のとおり番地に追記する。

丁目-番地-号 (枝番含む)
例) 一丁目 1 番地 1-1 号
1-1-1-1

集合住宅において住所の号の後にハイフンで部屋番号を記入する場合がある。集合住宅名や部屋番号は建物名等のデータ項目として管理する。

例) 1-1-1 ○○住宅 1 号室
「1-1-1」「1」
1-1-1○○住宅 A 棟 101 号室
「1-1-1」「○○住宅 A 棟 101 号室」又は「1-1-1」「A-101」

5.4 住所のデータ表現における番地の前の記号の扱い

番地の前に、甲乙、いろは、子丑等の記号が含まれる場合には、字の一部として扱う。

5.5 番地項目に文字が入る場合の扱い

番地項目に「番外地」「地先」等の文字が入る場合には、例外処理として扱う。

5.6 英語住所表記における都道府県名及び市区町村名

国土地理院「地名等の英語表記規程」では、都道府県名及び市区町村名で Prefecture や City の英語区分を使用することとしている。住所表記において

は、一般的に使用される「-shi」等の表音によるルールに従うこととする。

5.7 英語の市区町村名の揺らぎ

英語の地名の表記は府省や組織により異なる場合があるが、住所表記においては、「地名等の英語表記規程」に準拠する。

例) 御殿場

国土交通省土地総合情報システム	Gotenba
国土地理院 Gazetteer of Japan 2007	Gotenba
総務省国勢調査 (地域一覧)	Gotemba
市役所 Web ページ	Gotemba
警察署	Gotenba
駅	Gotemba
インターチェンジ	Gotenba

5.8 英語住所の表記例

英語住所の表記法は、住所表記関連組織が自組織の住所を記述している方法を参考にする。

日本郵便 Web サイト Corporate Information

100-8798 1-3-2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo

日本郵便 Web サイト (グループ会社紹介ページ)

1-16-2 Nishi-Shinbashi, Minato-ku, Tokyo 105-0003

国土交通省 Web サイト

2-1-3 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8918

総務省 Web サイト

1-2 Kasumigaseki 2-chome, Chiyoda-ku. Tokyo 100-8926, Japan

総務省 Web サイト (アクセス (PDF))

2nd Bldg. of the Central Common Government Office,

2-1-2, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8926, Japan

国土地理院

Kudan Daini Government Building,

1-1-15, Kudanminami, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0074

5.9 英語表記における政令指定都市の扱い

政令指定都市の英語名の記載では、ほとんどの都市が都道府県名を省略して

いるため、本標準でも都道府県名は省略可能とする。

6 町字マスターデータの整備

住所表記の揺らぎがあった場合に正確な表記が可能となるように、国が中心となり最新の町字情報が一覧できる環境を整備することとする。

町字マスターデータには、ID、漢字名、カナ名、英字名、ポリゴン情報を含む。

7 変更履歴

日付	位置	変更内容
2021年6月4日	P1 P2 P3等 P4、5	3個のデータ項目を記述することを推奨と追記 データ区切り位置を町名以降から丁目以降に変更 方書を建物名等に変更 分かつ書きの記載内容について、国土地理院の「地名等の英語表記規程」の文面に合わせる
2019年4月1日	4ページ	内容の不備について修正
2019年3月28日	-	初版決定
2017年12月7日	-	α版公開